

第 1 編　總　　則

第1編 総 則

第1章 計画の概要

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき島根県防災会議が作成する計画であって、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して県の地域における地震による災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を震災から保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、県民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

第2 計画の性格等

1 計画の前提

本計画は、県域の震災対策の基本計画であり、本編第5章「地震被害想定」を前提とするとともに、近年の社会経済情勢の変化並びに兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の教訓を反映する。東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の教訓としては、「自然現象は不確実性を伴うことから、想定には一定の限界があること」、「市町村の災害対策本部機能の低下等」、「各種物資の著しい不足」、「発災直後から復旧・復興に至るまでの被災者支援のあり方」などがあげられる。

2 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議において検討を加え、所要の修正を行う。そのため、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出する。

また、国から県に対する助言等を通じて、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

3 防災計画以外の計画との整合性の確保等

(1) 他の法令に基づく計画等における防災に関する部分との整合性の確保

本計画は、県域における震災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有する。したがって、本計画は、災害対策基本法第38条に掲げる防災に関する計画（国土形成計画法に基づく中国圏広域地方計画等）の防災に関する部分と、また同法第41条に掲げる防災に関する計画等（水防法に基づく水防計画等）と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。このため、指定地方行政機関及び県の防災担当部局は、防災の観点から、計画間の整合性を確保するために必要な確認を行う。

また、その他の計画（開発計画、投資計画等）についても指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県の防災担当部局は、防災の観点から必要な確認を行う。

(2) 個別法に基づく地域防災計画への記載事項

次に掲げる事項は、個別法の規定に基づき防災計画に定めるべきとされており、地域防災計画に必要事項を確実に位置づける。

- ア 大規模地震対策特別措置法第6条第1項に規定する地震防災応急対策に係る措置等に関する事項
- イ 津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項に規定する津波に関する情報の収集等に関する事項

(3) 地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項

地震災害対策については、地域防災計画等において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るために地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努める。

4 国土強靭化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

国土強靭化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るために防災・減災等に資する国土強靭化基本法第11条において、国土強靭化基本計画以外の国の計画は、国土強靭化に関しては、国土強靭化基本計画を基本とするとされている。

また、県は、同法第13条に基づき、県の国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な指針として島根県国土強靭化計画を策定している。

国、指定公共機関、県及び市町村は、国土強靭化に関する部分について、次の基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

<国土強靭化に関する基本目標>

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 国家（県）及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 国民（県民）の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

5 計画の周知、習熟

本計画は、県、市町村及び防災関係機関の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める項目は県民にも広く周知徹底する。

また、各防災機関は、不斷に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力を高める。

6 計画の用語

本計画における用語の意義は、それぞれ以下に定める。

- (1) 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- (2) 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- (3) 県防災計画 災害対策基本法第40条に基づき、島根県防災会議が作成する島根県地域防災計画をいう。
- (4) 市町村防災計画 災害対策基本法第42条に基づき、市町村防災会議が作成する市町村地域防災計画をいう。
- (5) 対策本部 災害対策本部の総称。
- (6) 警戒本部 島根県災害警戒本部（県庁）
- (7) 県本部 災害対策基本法第23条に基づき、設置する島根県災害対策本部をいう。
- (8) 地区本部 県防災計画に基づき、各地区に設置する島根県災害対策地区本部をいう。
- (9) 担当事務所 県本部設置後の地区本部を担当する事務所をいう。

第2章 島根県の防災の基本理念及び施策の概要

第1 防災の基本理念及び施策の概要

- (1) 島根県において想定される大規模地震災害時は、表1.2.1に示すような災害による「人命危険」及び「生活上の制約（障害）」が生ずることが予想される。そのため、本計画では、これらの人命危険及び生活上の制約（障害）を防止するための対策を推進するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- (2) 災害対策の実施に当たっては、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緊密な連携を図る。併せて、国、県、市町村を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、県、市町村、事業者、県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。
- (3) 本計画は、原則として人命危険防止対策及び生活上の制約（障害）の防止対策を最重要視するが、これらの事象の発生頻度、対策の効果の程度、効果の発現までの期間、対策に要する費用等を考慮して、各種対策計画を策定する。

表1.2.1 災害による人命危険及び生活上の制約（障害）の例

危 険 等	内 容
災害による人命危険	<ul style="list-style-type: none">・家屋倒壊による下敷き、生き埋めによる人命危険・転倒・落下した家具による人命危険・ブロック塀等の倒壊による人命危険・津波による人命危険・地震火災による人命危険・地震時の斜面崩壊、土砂災害による生き埋め等による人命危険・重傷患者等の診療機会喪失による人命危険・高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命危険
災害による生活上の制約（障害）	<ul style="list-style-type: none">・長期の避難所生活・長期の応急仮設住宅生活・長期にわたる生活再建の困難・ライフライン（水・電力・ガス・道路）の長期機能停止・低下に伴う寝食・住及び交通（通勤・通学・営業等）の長期的制約・その他の生活上の重度の制約（例：葬儀、医療、教育、ごみ・し尿処理などの重度の制約）

第2 予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要

本計画における「予防」「応急対応」「復旧・復興」の各段階における対策の効果が最大限に発揮できるよう、県、市町村、防災関係機関、県民及び事業所等は、一体となって最善の対策を推進し、被害を軽減する必要がある。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は次のとおりである。

なお、施策を実施するため、災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

1 周到でかつ十分な震災予防

(1) 災害予段階における基本理念は次のとおりである。

- ア 災害の規模によっては、ハード整備だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。
- イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起った大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 災害予段階における施策の概要は次のとおりである。

- ア 災害に強い県土づくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、幹線道路・避難路の整備等地震に強いまちの形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- イ 県民の防災活動を促進するため、防災教育等による県民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、消防団・自主防災組織^{*1}等の育成強化、災害ボランティア^{*2}活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、県民の防災活動の環境を整備する。
- ウ 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの収集、工学的、社会学的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- エ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制、総合防災情報システム・漁業無線等による情報収集・伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水及び生活必需品等を備蓄し、交通確保体制、輸送体制の整備により供給体制の確保を図る。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
- オ ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を効果的に受け入れる体制を整備する。

2 迅速かつ円滑な震災応急対策

(1) 災害応急段階における基本理念は次のとおりである。

- ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者^{*3}」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 災害応急段階における施策の概要は次のとおりである。なお、災害応急段階において、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

- ア 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、的確な避難勧告・指示等の発令、避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。この際、特に要配慮者への支援に留意する。

- イ 災害発生直後は、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための防災ヘリの活用、自衛隊への災害派遣、海上保安庁への応援協力の要請など関係機関等の活動体制及び大規模災害時において被災県への支援を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制による相互応援体制等、広域応援体制を確立する。
- ウ 災害発生時に被害の拡大を防止するため、水防・土砂災害警戒等の災害防止活動を行う。
- エ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- オ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- カ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- キ 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、県民等からの問い合わせに対応する。
- ク 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- ケ 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- コ 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- サ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。
- シ 二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- ス ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受入る。

3 適切かつ速やかな震災復旧・復興

- (1) 災害復旧・復興段階における基本理念は次のとおりである。
- ア 発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- (2) 災害復旧・復興段階における施策の概要是次のとおりである。
- ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の震災復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- イ 物資、資財の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- ウ 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。
- エ 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- オ 被災者に対する資金援助、雇用確保、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建を支援する。
- カ 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。
- キ 大規模地震災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。

(注)

- * 1 自主防災組織：「自らの生命と安全は自らで守る」という隣保協同の精神と連帯感に基づく地域住民の自主的な防災組織。
- * 2 災害ボランティア：個人のほか専門分野に応じた各種ボランティア組織が、行政機関や被災地域住民等と連携して行う災害時の救援活動・行為。
- * 3 要配慮者：高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊娠婦、観光客・旅行者、外国人等災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者。

第3章 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を残した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

また、一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。

以上の観点を踏まえつつ、当面、地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

第1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、県、市町村間の相互支援体制を構築すること。また、国、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

第2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

第3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、防災マップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「屋内安全確保」の指示を行うこと、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

第4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

第5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市町村地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

第6 津波災害対策の充実に関する事項

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とすること。

- ・発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

第7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、県及び市町村は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

第4章 島根県の地震防災環境

第1 自然環境の特性

1 地形概要

島根県の地形は、中国地方を北に偏って走る脊梁山地の存在を反映した多くの特徴を持っている。また、標高1,000mから1,300mの高さを持つ脊梁山地からは標高400m前後のやや低い山地が北へのび、高原、丘陵地を形成し、短く急な河川がこれらを分断している。これらの山地や丘陵地の、相対的に低所に小規模な盆地が分布する。

島根半島は標高500m前後の山地であり、その南側は斐伊川、神戸川、飯梨川などによる埋積が進行中で沖積地を形成している。ここ以外の沖積地は高津川、江の川などの下流部に小さなものがあるにすぎない。

海岸線は千kmを超え、沖合に流れる対馬暖流や大陸棚により日本海には良好な漁場が形成されている。

2 地質概要

島根県の地質は、その形成時代に幅があること、分布する地質の種類が多様であることから変化に富んでいる。大きくみると江の川付近より西側の地域は中～古生界の三郡變成岩類、中生界の火山岩類そして新生界の火山岩類が分布し、東側では新生界の花崗岩類と堆積岩類が分布する。このような地質分布は地形にも反映しており、硬質な岩体を主とする西部は急峻な山地が多いのに対し、深層風化した花崗岩類などの多い東側は丘陵状の山地が広がっている。また、隠岐島では新生界の火山岩類が広く分布する。

防災計画上特に注意が求められる沖積地は、県東部の出雲平野、松江平野、飯梨川平野及び西部の益田平野がある。

出雲平野には、氷期の低海面時の谷が埋積されており堆積物は厚さ80mにも及ぶ。松江平野は内湾性の貝化石を含む粘土、シルトからなる低平な平野である。基盤は新生界の地質からなり、海面下10m～20mの深さに平らな段丘上の地形を呈している。飯梨川平野の流域はほとんどが花崗岩類からなっており、河床の堆積が著しく、下流の3km以上は明瞭な天井川となっている。一方、西部の益田平野は高津川と益田川によって形成されたもので、海沿いにはかなり広い砂丘が分布しておりこの砂丘で閉塞された内側が河川堆積物で埋積されて沖積地が形成されたものである。

第2 防災対策推進上の留意点

住民意識及び生活環境の変化や高齢化の進展（平成26年10月1日現在の県内高齢化率31.8%）等の社会構造の変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。特に、次の掲げる項目に留意する必要がある。

1 自主防災の強化

住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。

2 要配慮者対策の推進

ア 防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救援対策等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かい施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導すると

ともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から避難行動要支援者^{*1}の所在等を把握し、発災後には避難支援等関係者^{*2}が迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

イ 国境を越えた経済社会活動が拡大し、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に外国人にも十分配慮する。

3 多様な視点に配慮した防災対策の推進

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るために、防災会議の委員への任命など、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

(注)

- * 1 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。
- * 2 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。

4 災害リスクに関する取組

平成27年3月に採択された「仙台防災枠組2015-2030」により、①災害リスクの理解、②災害リスクを管理するリスク・ガバナンスの強化、③強靭化のための災害リスク削減への投資、④復旧・復興課程における「よりよい復興」の4つの優先行動を実施し、災害リスク及び損失を大幅に削減することを目指すとされた。

同枠組に基づき、国、公共団体、地方公共団体、事業者、住民等の官民様々な関係者が連携して防災対策を推進するよう努める。

第3 災害履歴

過去に島根県で発生した（若しくは影響を及ぼした）地震は、以下の表のとおりである。

島根県被害地震、津波一覧表 (松江地方気象台)

発生年月日	北緯	東経	規模(M)	震央地名(地震名)	被害状況
880. 11. 23 元慶 4. 10. 14	35.4°	133.2°	7 程度	出雲	神社、仏閣、家屋転倒す。
1026. 6. 16 万寿 3. 5. 23	不 明	不 明	不 明	石 見	現益田市高津川河口沖にあった鴨島が大波（あるいは大海嘯）によって崩され、海中に没したという。波は川沿いに16km上流に達したという。被害は50km以上東の黒松（現江津市黒松町）にまで及んだ。
1676. 7. 12 延宝4. 6. 2	34.5°	131.8°	6.5 程度	石 見	津和野城石垣など崩れ、侍屋敷の石垣・堀破損。本丸櫓2ヵ所・出丸櫓2ヵ所崩れ、天守は別条なし。石垣崩れ17ヵ所、同孕72ヵ所。町方家蔵大分損、家屋倒潰133、うち16は土蔵、死7、傷35、田畠50町ほど潰込みあるいは水除崩る。
1748. 6. 18 寛延 1. 5. 23	不 明	不 明	不 明	松 江 (雲州地震)	松江鶴部屋橋石壁崩れ橋落つという。「出雲私史抜萃」による。
1778. 2. 14 安永 7. 1. 18	34.6°	132.0°	6.5 程度	石 見	那賀郡波佐村（現浜田市）で石垣崩る。都茂村（現益田市）で落石、三隅川沿いで山崩れ・家潰れなどありしとのこと。
1823. 1. 14 文政 5. 12. 3	不 明	不 明	不 明	石 見	美濃郡・那賀郡が激しく、美濃村（現益田市）で潰家10戸。
1835. 3. 12 天保 6. 2. 14	35.1°	132.6°	5 ¹ / ₂ 程度	石 見	島根県高畠村（現美郷町）で石地蔵・石塔・墓石など倒れ、蔵の壁破る。
1854. 12. 24 嘉永7〈安政1〉. 11. 5	33.0°	135.0°	8.4	和歌山県南方沖 (安政南海 地震)	出雲杵築大社（現出雲市）で潰150棟。
1859. 1. 5 安政 5. 12. 2	34.8°	131.9°	6.2±0.2	石 見	島根県一帯、とくに那賀郡・美濃郡が強く、波佐村（現浜田市）で山崩れがあり、周布村（現浜田市）では潰家数戸。下道川村（現益田市）で家・土蔵小損4。美濃村（現益田市）で潰家10。高城村（現益田市）で石垣、吉賀川の堤防崩る。被害総計、家潰56、蔵損14、寺社倒2、山崩れ10、田畠損31町余、ほか道・橋・堤損多し。
1859. 10. 4 安政 6. 9. 9	34.5°	132.0°	6.0～ 6.5	石 見	島根県那賀郡で強く、周布村（現浜田市）でも数戸倒潰し、地割れあり、匹見町では田地・往還・橋などの損がところどころにあり、居宅大損4があった。

発生年月日	北緯	東経	規模 (M)	震央地名 (地震名)	被害状況
1872. 3. 14 明治 5. 2. 6	35.15°	132.1°	7.1±0.2	島根県西部 沿岸 (浜田地震)	約1週間くらい前から鳴動、当日午前11時頃微震。ついで本震の約1時間前にかなりの地震。また8~10分前に微震あり。 島根県では、死者551、負傷者582、全潰4,506、半壊6,072、焼失230、山崩れ6,567、道路・橋・堤防にも被害があった。海岸では海水の変動があった。
1904. 6. 6 明治37年	35.3°	133.2°	5.8	島根県東部	同日の3時40分に経度、緯度を同じくするM=5.4の地震があった。前の地震で能義郡大塚村(現安来市)で家屋の壁破損1、同郡母里村(現安来市)で堤防の亀裂2。本震で能義郡宇賀荘村(現安来市)で堤防の亀裂、大塚村・母里村で瓦の墜落などの被害があった。
1914. 5. 23 大正 3年	35.35°	133.2°	5.8	島根県東部	島根県能義郡・八束郡・太原郡で壁の亀裂、土地の崩壊・亀裂などがあり、玉造温泉は湧出量が3倍となり昇温した。【気象集誌】
1941. 4. 6 昭和16年	34° 31.6'	131° 38.0'	6.2	山口県北部	山口・島根県境付近に小被害。須佐・江崎(山口県)およびその付近で土壟崩壊・墓石転倒・崖崩れ・道路の亀裂などがあり、益田・石見津田駅間で線路約10cm沈下し貨車が転覆した。
1943. 9. 10 昭和18年	35° 28.3'	134° 11.0'	7.2	鳥取県東部 (鳥取地震)	壁に亀裂が生じ、屋根瓦数枚落ちた。煙突折れ、南方へ面した石碑南方へ倒れた(20基)。【鳥取地震概報 中央気象台】
1946. 12. 21 昭和21年	32° 56.1'	135° 50.9'	8.0	和歌山県南方沖 (南海地震)	島根県では、死者9、負傷者16、住家全壊71、住家半壊161、道路・橋梁・堤防にも損壊があった。
1950. 8. 22 昭和25年	35° 10.1'	132° 38.6'	5.2	島根県西部	震央付近で崖崩れ・壁の亀裂・墓石の転倒・井水の白濁などの微小被害があった。
1964. 6. 16 昭和39年	38° 22.2'	139° 12.7'	7.5	新潟県下越沖 (新潟地震)	津波が本震の約15分後から日本海沿岸各地を襲い、島根県隱岐島でも水田が冠水した。島根県では住家床下浸水1、住家一部破損38、水田冠水10haの被害があった。
1977. 5. 2 昭和52年	35° 09.0'	132° 42.0'	5.6	島根県東部	震央付近で壁の亀裂、剥落、崖崩れ、地割れなど軽微な被害が見られた。掛合町小原地区(現雲南市)では墓石がすべて倒れた。住家一部破損108棟、非住家被害55棟、公共建物被害129棟、道路損壊59箇所、その他農地などにも被害。(昭和52年島根県災害年報より)

発生年月日	北緯	東経	規模(M)	震央地名(地震名)	被害状況
1978. 6. 4 昭和53年	35° 05.0'	132° 42.0'	6.1	島根県東部	三瓶山の南東の大田市志学、頓原町(現飯南町)、邑智町(現美郷町)に被害。壁の亀裂・剥落、墓石の転倒、石垣や道路の小被害、崖崩れがあった。 住家半壊5棟、住家一部破損55棟、非住家被害27棟、公共建物被害7棟、文教施設破損2箇所、道路損壊43箇所、水道損壊9箇所、崖くずれ3箇所等。(昭和53年島根県災害年報より)
1983. 5. 26 昭和58年	40° 21.6'	139° 04.4'	7.7	秋田県沖 (昭和58年 (1983年) 日本海中部 地震)	この地震による津波で隠岐地方と島根半島を中心には多数の船舶・港湾施設に被害があり、浸水家屋などもあった。負傷者5人、住家床上浸水141棟、住家床下浸水277棟、非住家浸水86棟、公共建物浸水17棟、漁船被害319隻等。(昭和58年島根県災害年報より)
1991. 8. 28 平成3年	35° 19.4'	133° 11.2'	5.9	島根県東部	被害の主なものは、天井・壁・床に亀裂、石垣にヒビ、ガラス割れ、酒瓶等落下、屋根瓦のずれ・落下、道路に亀裂・落石、JR山陰・山陽両線等で運休、大幅な遅れ等があった。 住家一部破損22棟、非住家被害1棟、公共建物被害6棟等。(平成3年島根県災害年報より)
1993. 7. 12 平成5年	42° 46.9'	139° 10.8'	7.8	北海道南西沖 (平成5年 (1993年) 北海道南西沖 地震)	津波により隠岐地方、島根半島の沿岸、港湾、漁船などを中心に被害が発生した。住家床上浸水5棟、住家床下浸水78棟、漁船被害93隻、漁具被害19件等。(平成5年島根県災害年報より)
1997. 6. 25 平成9年	34° 26.4'	131° 39.9'	6.6	山口県中部	住家一部損壊3棟、非住家一部損壊4棟、公共建物被害7棟等。(平成9年島根県災害年報より)
2000. 10. 6 平成12年	35° 16.4'	133° 20.9'	7.3	鳥取県西部 (平成12年 (2000年) 鳥取県西部 地震)	伯太町(現安来市)・八束町(現松江市)・安来市等で大きな被害が発生し、農作物にも安来市・東出雲町(現松江市)・伯太町で大きな被害が出た。 重傷2名、軽傷9名、住家全壊34棟、住家半壊576棟、住家一部損壊3,456棟、道路被害43箇所、橋梁被害2箇所等。(平成12年島根県災害年報より)
2001. 3. 24 平成13年	34° 07.9'	132° 41.6'	6.7	安芸灘 (平成13年 (2001年) 芸予地震)	軽傷者3名の他、住宅、道路、農業施設等に大きな被害が発生した。 住家一部損壊10棟、公共建物被害1棟、道路被害2箇所等。(平成13年島根県災害年報より)

参考：地震調査研究推進本部：日本の地震活動

宇佐美龍夫・石井 寿・今村隆正・武村雅之・松浦律子：日本被害地震総覧599-2012

第5章 地震被害想定

島根県内における地震・津波等による被害を科学的・総合的に予測し、県内の防災関係機関による効率的・実効的な地震・津波防災対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に平成22年度から平成24年度にかけ調査を行った。

調査実施に当たっては、最新の科学的知見と地域社会に関する最新のデータに基づき、地震発生時の揺れの大きさや津波などの状況を予測し、さらにそのときに起こりうる物的・人的被害の諸状況を予測した。

第1 地震被害想定調査の概要

① 調査対象範囲

調査の対象は、島根県全域 (6,707.86km² (平成21年10月末現在))

② 調査単位

解析・評価を行う単位は、250mメッシュ単位（標準地域メッシュの第3次地域区画の4分の1地域メッシュ）及び行政区（市町村）を併用し、予測項目によっては地点・路線等とした。

また、津波の想定については、沿岸域で50mメッシュ単位とした。

③ 想定ケース

想定時間帯として次の3ケースを想定した。

- (1) 冬・早朝5時（兵庫県南部地震と同様の時間帯：多くの人が自宅で就寝中）
- (2) 秋・昼12時（日中の社会活動が盛んな時間帯：多くの人が会社、学校など自宅外にいる）
- (3) 冬・夕刻18時（出火危険性の高い時間帯：帰宅等による人口移動時間帯と重なる。）

※気象条件として、松江、浜田、西郷における気象データを基に、

冬：湿度72%、風速17m/s、風向：西南西

秋：湿度76%、風速16m/s、風向：西南西

として設定した。

※建物被害については、積雪を考慮した場合も想定した。

第2 想定地震

島根県への影響及び地域性を考慮して以下に示す9地震とした。

想定地震一覧表

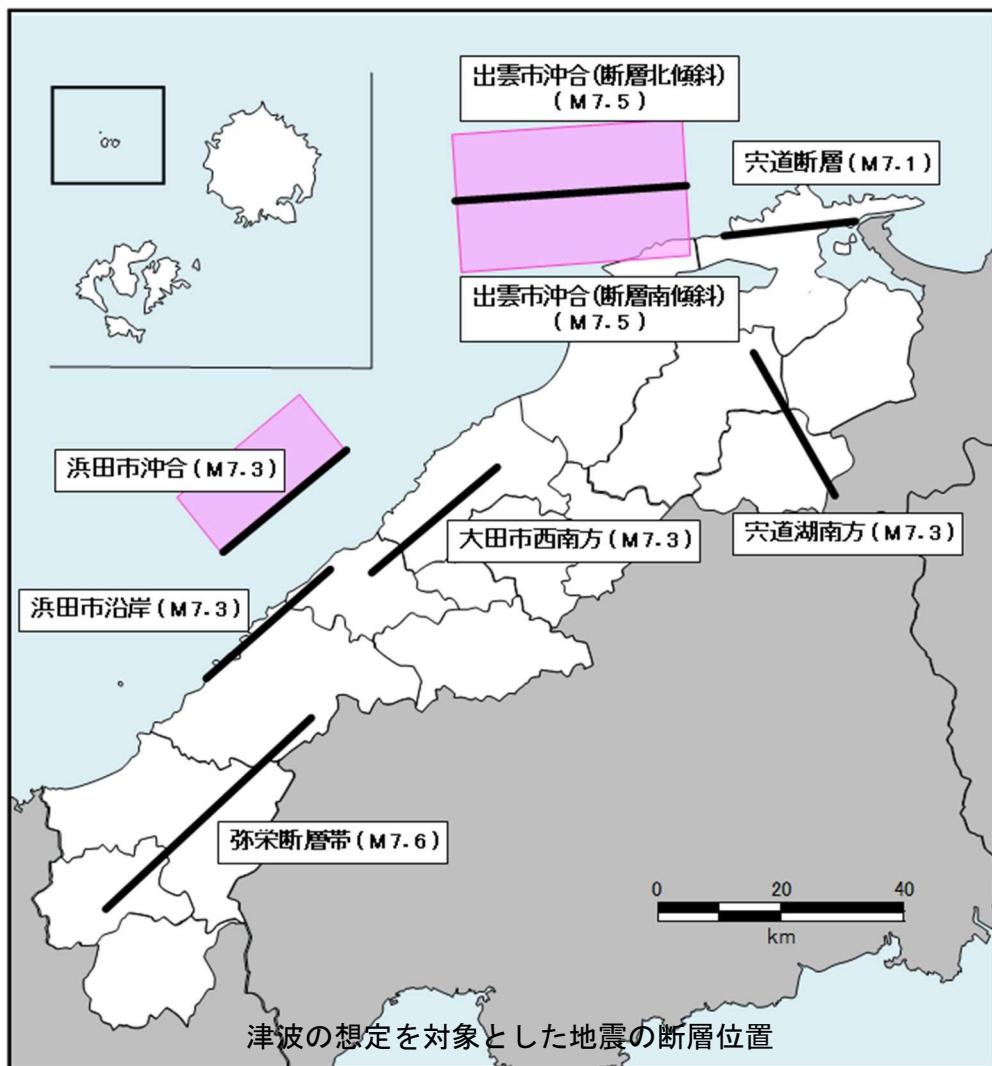
	想定地震名	マグニチュード (M)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層

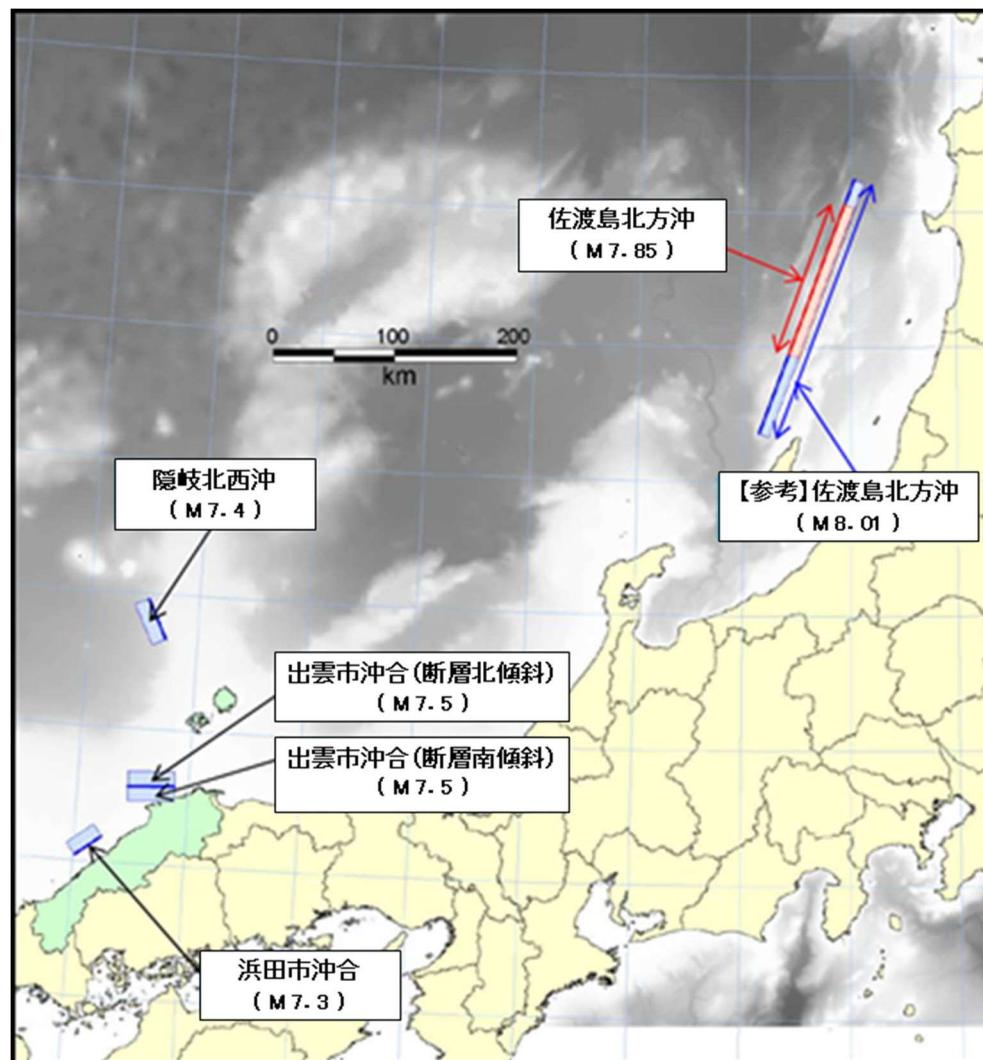
	想定地震名	マグニチュード (M)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
海 域 の 地 震	佐渡島北方沖の地震(M7.85) 【参考】佐渡島北方沖の地震(M8.01)	7.85及び 8.01	—	○	プレート境界 の地震を想定	国の調査
	出雲市沖合の地震 (断層北傾斜および南傾斜)	7.5	○	○	海域の浅い地 震を想定	断層
	浜田市沖合の地震	7.3	○	○	海域の浅い地 震を想定	歴史地震
	隠岐北西沖の地震	7.4	—	○	海域の浅い地 震を想定	海底地形

※ ○：想定対象、—：想定対象外

なお、「【参考】佐渡島北方沖の地震(M8.01)」及び「隠岐北西沖の地震」については、津波浸水想定区域の調査のみ行った。

地震動の想定を対象とした地震の断層位置





第3 想定される被害の概要

1 地震動の想定

各地震の最大震度は以下となる。

- | | |
|-------------------|--------|
| ア 宍道断層の地震 | 震度 7 |
| イ 宍道湖南方の地震 | 震度 6 弱 |
| ウ 大田市西南方の地震 | 震度 7 |
| エ 浜田市沿岸の地震 | 震度 7 |
| オ 弥栄断層帯の地震 | 震度 6 強 |
| カ 出雲市沖合（断層北傾斜）の地震 | 震度 6 強 |
| キ 出雲市沖合（断層南傾斜）の地震 | 震度 6 強 |
| ク 浜田市沖合の地震 | 震度 6 強 |

2 液状化の想定

表層の地盤状況及び地下水位、揺れの大きさから予測した。

ア 宍道断層の地震

出雲平野を中心に液状化危険度が高い。松江市（特に旧宍道町、旧東出雲町）、安来市においても極めて高い箇所が見られる。

イ 宍道湖南方の地震

出雲平野を中心に液状化危険度極めて高い。松江市（特に旧宍道町、旧東出雲町）、安来市、雲南市においても極めて高い箇所が見られる。

ウ 大田市西南方の地震

大田市街地を中心に液状化危険度が極めて高い。浜田市、出雲市、美郷町（旧邑南町）でも極めて高い箇所が見られる。

エ 浜田市沿岸の地震

浜田市、江津市の沿岸の一部で液状化危険度が極めて高い。

オ 弥栄断層の地震

益田市西部で液状化危険度が極めて高い。浜田市沿岸の一部でも極めて高い箇所が見られる。

カ 出雲市沖合（断層北傾斜）の地震

出雲平野の広範囲にわたり液状化危険度が極めて高い。松江市（特に旧宍道町、旧東出雲町）、安来市、雲南市においても極めて高い箇所が見られる。

キ 出雲市沖合（断層南傾斜）の地震

出雲平野の広範囲にわたり液状化危険度が極めて高い。松江市（特に旧宍道町、旧東出雲町）、大田市、安来市、雲南市においても極めて高い箇所が見られる。

ク 浜田市沖合の地震

浜田市、江津市、大田市の沿岸の一部で、液状化危険度が極めて高い。

3 津波の想定

地震の発生した場所から島根県沿岸までの海底地形及び沿岸部の地形や構造物、河川等陸域の状況も考慮し、到達時間及び津波高を算出した。

各市町村の最大津波高さ及び到達時間

市町村名	佐渡島北方沖(M7.85)				【参考】佐渡島北方沖(M8.01)				出雲市沖合(断層北傾斜)			
	津波の 到達時間 (分)	最大波の 到達時間 (分)	津波の最 大高さ (m)	最大水位 (T.P.+m)	津波の 到達時間 (分)	最大波の 到達時間 (分)	津波の最 大高さ (m)	最大水位 (T.P.+m)	津波の 到達時間 (分)	最大波の 到達時間 (分)	津波の最 大高さ (m)	最大水位 (T.P.+m)
	安来市	-	393	0.17	0.67	246	274	0.21	0.71	-	335	0.14
松江市	110	185	9.48	9.98	106	182	11.74	12.24	4	35	1.76	2.26
出雲市	120	189	4.83	5.33	117	184	5.92	6.42	3	16	4.03	4.53
大田市	128	239	2.72	3.22	125	224	3.08	3.58	17	21	1.97	2.47
江津市	136	239	2.29	2.79	133	239	2.85	3.35	30	33	0.84	1.34
浜田市	140	255	2.4	2.90	138	211	2.70	3.20	36	117	1.00	1.50
益田市	146	272	2.78	3.28	144	201	3.16	3.66	51	309	0.66	1.16
隱岐の島町	74	147	8.95	9.45	71	147	12.85	13.35	36	60	2.33	2.83
海士町	92	162	8.97	9.47	90	162	11.52	12.02	27	87	1.61	2.11
西ノ島町	91	172	9.96	10.46	88	166	9.06	9.56	19	43	1.51	2.01
知夫村	101	169	4.17	4.67	99	169	4.39	4.89	19	39	1.89	2.39
出雲市沖合(断層南傾斜)				浜田市沖合				隱岐北西沖				
市町村名	津波の 到達時間 (分)	最大波の 到達時間 (分)	津波の最 大高さ (m)	最大水位 (T.P.+m)	津波の 到達時間 (分)	最大波の 到達時間 (分)	津波の最 大高さ (m)	最大水位 (T.P.+m)	津波の 到達時間 (分)	最大波の 到達時間 (分)	津波の最 大高さ (m)	最大水位 (T.P.+m)
	安来市	-	267	0.13	0.63	-	441	0.07	0.57	-	157	0.12
松江市	3	10	1.44	1.94	46	367	0.48	0.98	43	55	1.89	2.39
出雲市	1	26	3.03	3.53	18	88	0.88	1.38	39	46	1.69	2.19
大田市	11	19	1.04	1.54	7	11	2.24	2.74	47	53	1.22	1.72
江津市	26	66	0.69	1.19	6	10	2.73	3.23	55	60	1.15	1.65
浜田市	34	151	0.98	1.48	7	10	1.94	2.44	59	75	1.44	1.94
益田市	50	244	0.59	1.09	19	48	0.67	1.17	65	82	2.36	2.86
隱岐の島町	40	48	2.18	2.68	69	101	0.72	1.22	22	44	2.42	2.92
海士町	31	75	1.49	1.99	74	338	0.46	0.96	25	149	1.54	2.04
西ノ島町	25	31	2.64	3.14	51	88	0.50	1.00	21	29	2.06	2.56
知夫村	24	30	2.14	2.64	53	260	0.31	0.81	25	37	1.32	1.82

4 被害想定調査結果

被害想定結果一覧表（陸域の地震（冬5時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南方	大田市西南方	浜田市沿岸	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地（箇所）	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地（箇所）	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池（箇所）	8	-	-	-	-
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	2,537	31	251	856	75
		半壊数(棟)	8,954	873	2,579	3,689	952
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数(棟)			想定なし		
		半壊数(棟)					
	被害合計	全壊数(棟)	3,260	705	591	1,358	363
		半壊数(棟)	10,708	2,632	3,448	4,855	1,616
地震火災	出火	出火件数(件)	3	-	0	1	0
	延焼	焼失棟数(棟)	554	-	1	1,090	0
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	71	1	3	21	1
		負傷者数(人)	913	47	125	326	53
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	18	3	9	30	13
		負傷者数(人)	335	66	165	575	253
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	3	1	0	1	0
		負傷者数(人)	39	10	6	10	4
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	1	0	0	0	0
	津波による死者	死者数(人)			想定なし		
	火災による死傷者	死者数(人)	10	-	0	16	0
		負傷者数(人)	34	-	0	55	0
	被害合計	死者数(人)	102	5	12	68	14
		負傷者数(人)	1,322	123	296	966	310
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数(件)	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	-	-	6,654	-
	LPGガス	供給支障件数(件)	391	25	103	111	41
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	-	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	-	-	-	-	1
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)			41,182		
	食料不足	食料(食/日)	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設(件)	2	-	-	3	-
	孤立集落の発生	(地区)	3	-	-	-	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	3,780	909	804	1,789	442
	間接経済被害	(億円)	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

被害想定結果一覧表（海域の地震（冬5時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震			
			佐渡島北方沖 (M7.85)	出雲市沖合 (断層北傾斜)	出雲市沖合 (断層南傾斜)	浜田市沖合
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	想定なし	49	84	19
		危険性が高い地すべり地 (箇所)		168	206	15
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)		1	2	-
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	想定なし	258	661	6
		半壊数(棟)		4,022	6,494	266
	液状化による建物被害	全壊数(棟)		759	805	56
		半壊数(棟)		2,013	2,131	126
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)		106	182	50
		半壊数(棟)		247	425	117
		津波による建物被害		174	31	5
	被害合計	全壊数(棟)		587	349	31
		半壊数(棟)		174	1,154	117
		全壊数(棟)		587	6,631	9,116
地震火災	出火	出火件数(件)	想定なし	0	1	-
	延焼	焼失棟数(棟)		1	2	-
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	想定なし	4	10	0
		負傷者数(人)		211	321	17
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)		7	12	3
		負傷者数(人)		136	235	64
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)		2	2	0
		負傷者数(人)		24	28	3
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)		0	0	0
		負傷者数(人)		0	1	0
	津波による死者	死者数(人)	想定なし	0	139	20
	火災による死傷者	死者数(人)		0	0	-
		負傷者数(人)		0	0	-
	被害合計	死者数(人)		0	152	44
		負傷者数(人)		0	371	585
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	想定なし	10,777	13,419	654
	下水道	影響人口(人)		2,960	3,428	495
	通信	不通回線数(件)		387	1,182	52
	電力	停電件数(件)		570	1,619	97
	都市ガス	供給支障件数(件)		15,798	15,798	-
	LPガス	供給支障件数(件)		100	236	18
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	想定なし	1	6	-
	鉄道	不通区間(駅間数)		-	1	-
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)		44	54	21
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	想定なし	3,265	12,284	16,214
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)		1,758	6,584	8,144
	帰宅困難者	(人)				41,182
	食料不足	食料(食／日)	想定なし	11,752	44,222	58,369
	震災廃棄物	発生量(千トン)		7	298	398
	災害用トイレ	必要個数(基)	想定なし	33	75	88
	エレベータ停止	停止台数(基)		-	781	840
	医療機能	入院・重傷者数(人)		-	190	42
	重要施設	危険性が高い施設(件)	想定なし	2(浸水)	1	4
	孤立集落の発生	(地区)		-	-	4
経済被害	直接経済被害	(億円)	想定なし	141	1,789	2,361
	間接経済被害	(億円)	想定なし	1,323	1,910	2,132

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※佐渡島北方沖については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行わない。

被害想定結果一覧表（陸域の地震（秋12時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南方	大田市西南方	浜田市沿岸	弥栄断層帶
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地（箇所）	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地（箇所）	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池（箇所）	8	-	-	-	-
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	2,151	28	210	718	63
		半壊数(棟)	8,446	857	2,419	3,451	915
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数(棟)			想定なし		
		半壊数(棟)			想定なし		
	被害合計	全壊数(棟)	2,874	702	550	1,220	351
		半壊数(棟)	10,200	2,616	3,288	4,617	1,579
地震火災	出火	出火件数(件)	10	0	1	4	0
	延焼	焼失棟数(棟)	929	0	3	1,134	1
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	49	1	3	14	1
		負傷者数(人)	708	49	92	232	44
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	7	1	4	13	6
		負傷者数(人)	132	25	70	255	116
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	2	0	0	0	0
		負傷者数(人)	24	6	4	6	2
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	1	0	0	0	0
		負傷者数(人)	35	10	5	13	5
	津波による死者	死者数(人)			想定なし		
		死者数(人)	37	0	0	18	0
	火災による死傷者	負傷者数(人)	126	0	1	63	0
		死者数(人)	96	2	7	45	7
	被害合計	死者数(人)	1,025	90	172	569	167
		負傷者数(人)					
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯)(1日後)	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数(件)	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	-	-	6,654	-
交通	LPガス	供給支障件数(件)	391	25	103	111	41
	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	-	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	-	-	-	-	1
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数(人)(1~3日後)	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数(人)(1~3日後)	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)			41,182		
	食料不足	食料(食/日)	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設(件)	2	-	-	3	-
	孤立集落の発生	(地区)	3	-	-	-	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	3,780	909	804	1,789	442
	間接経済被害	(億円)	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

被害想定結果一覧表（海域の地震（秋12時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震			
			佐渡島北方沖 (M7.85)	出雲市沖合 (断層北傾斜)	出雲市沖合 (断層南傾斜)	浜田市沖合
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	想定なし	49	84	19
		危険性が高い地すべり地 (箇所)		168	206	15
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)		1	2	-
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	想定なし	231	541	5
		半壊数(棟)		3,836	6,140	263
	液状化による建物被害	全壊数(棟)		759	805	56
		半壊数(棟)		2,013	2,131	126
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)		106	182	50
		半壊数(棟)		247	425	117
	津波による建物被害	全壊数(棟)		174	31	5
		半壊数(棟)		587	349	31
	被害合計	全壊数(棟)		174	1,127	1,530
		半壊数(棟)		587	6,445	8,762
地震火災	出火	出火件数(件)	想定なし	1	3	-
	延焼	焼失棟数(棟)		2	9	-
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	想定なし	4	7	0
		負傷者数(人)		167	220	16
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)		3	5	2
		負傷者数(人)		55	98	29
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)		1	1	0
		負傷者数(人)		14	16	1
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)		1	1	0
		負傷者数(人)		24	31	4
	津波による死者	死者数(人)		0	103	12
	火災による死傷者	死者数(人)		0	0	-
		負傷者数(人)		0	2	-
	被害合計	死者数(人)		0	112	26
		負傷者数(人)		0	260	367
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	想定なし	10,777	13,419	654
	下水道	影響人口(人)		2,960	3,428	495
	通信	不通回線数(件)		387	1,182	52
	電力	停電件数(件)		570	1,619	97
	都市ガス	供給支障件数(件)		15,798	15,798	-
	LPガス	供給支障件数(件)		100	236	18
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	想定なし	1	6	-
	鉄道	不通区間(駅間数)		-	1	-
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)		44	54	21
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	想定なし	3,265	12,284	16,214
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)		1,758	6,584	8,144
	帰宅困難者	(人)				41,182
	食料不足	食料(食／日)	11,752	44,222	58,369	4,941
	震災廃棄物	発生量(千トン)	7	298	398	32
	災害用トイレ	必要個数(基)	33	75	88	13
	エレベータ停止	停止台数(基)	-	781	840	417
	医療機能	入院・重傷者数(人)	-	190	42	31
	重要施設	危険性が高い施設(件)	2(浸水)	1	4	-
	孤立集落の発生	(地区)	-	-	4	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	141	1,789	2,361	156
	間接経済被害	(億円)	1,323	1,910	2,132	1,331

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※佐渡島北方沖については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行わない。

被害想定結果一覧表（陸域の地震（冬18時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南方	大田市西南方	浜田市沿岸	弥栄断層帶
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地（箇所）	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地（箇所）	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池（箇所）	8	-	-	-	-
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	2,537	31	251	856	75
		半壊数(棟)	8,954	873	2,579	3,689	952
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数(棟)			想定なし		
		半壊数(棟)			想定なし		
	被害合計	全壊数(棟)	3,260	705	591	1,358	363
		半壊数(棟)	10,708	2,632	3,448	4,855	1,616
地震火災	出火	出火件数(件)	29	0	3	10	1
	延焼	焼失棟数(棟)	1,653	0	13	1,490	3
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	58	1	3	17	1
		負傷者数(人)	764	47	103	261	46
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	10	2	5	18	8
		負傷者数(人)	188	36	97	341	154
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	2	0	0	0	0
		負傷者数(人)	24	6	4	6	2
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	2	1	0	1	0
		負傷者数(人)	46	12	6	16	6
	津波による死者	死者数(人)			想定なし		
	火災による死傷者	死者数(人)	59	0	1	52	0
		負傷者数(人)	200	0	2	175	1
	被害合計	死者数(人)	131	4	9	88	9
		負傷者数(人)	1,222	101	212	799	209
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯)(1日後)	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通常回線数(件)	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	-	-	6,654	-
交通	LPガス	供給支障件数(件)	391	25	103	111	41
	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	-	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	-	-	-	-	1
生活支障等	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)	100	2	24	61	18
	避難者	避難者数(人)(1～3日後)	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数(人)(1～3日後)	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)			41,182		
	食料不足	食料(食／日)	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	6	107	3
経済被害	重要施設	危険性が高い施設(件)	2	-	-	3	-
	孤立集落の発生	(地区)	3	-	-	-	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	3,780	909	804	1,789	442
	間接経済被害	(億円)	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

被害想定結果一覧表（海域の地震（冬18時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震			
			佐渡島北方沖 (M7.85)	出雲市沖合 (断層北傾斜)	出雲市沖合 (断層南傾斜)	浜田市沖合
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	想定なし	49	84	19
		危険性が高い地すべり地 (箇所)		168	206	15
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)		1	2	-
建物	揺れによる建物 被害	全壊数(棟)	想定なし	258	661	6
		半壊数(棟)		4,022	6,494	266
	液状化による 建物被害	全壊数(棟)		759	805	56
		半壊数(棟)		2,013	2,131	126
	急傾斜地崩壊 による建物被害	全壊数(棟)		106	182	50
		半壊数(棟)		247	425	117
	津波による建物 被害	全壊数(棟)	174	31	2	5
		半壊数(棟)	587	349	66	31
	被害合計	全壊数(棟)	174	1,154	1,650	117
		半壊数(棟)	587	6,631	9,116	540
地震火災	出火	出火件数(件)	想定なし	4	9	0
	延焼	焼失棟数(棟)		10	29	0
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	想定なし	4	8	0
		負傷者数(人)		177	248	16
	急傾斜地崩壊 による死傷者	死者数(人)		4	7	2
		負傷者数(人)		78	136	39
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数(人)		1	1	0
		負傷者数(人)		14	16	1
	プロック塀倒壊 による死傷者	死者数(人)		1	2	0
		負傷者数(人)		30	39	5
	津波による死者	死者数(人)	0	116	15	19
	火災による死傷者	死者数(人)	想定なし	0	1	0
		負傷者数(人)		2	5	0
	被害合計	死者数(人)	0	126	34	21
		負傷者数(人)	0	301	444	61
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	想定なし	10,777	13,419	654
	下水道	影響人口(人)		2,960	3,428	495
	通信	不通回線数(件)		387	1,182	52
	電力	停電件数(件)		570	1,619	97
	都市ガス	供給支障件数(件)		15,798	15,798	-
	LPガス	供給支障件数(件)		100	236	18
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	想定なし	1	6	-
	鉄道	不通区間(駅間数)		-	1	-
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)		44	54	21
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	想定なし	3,265	12,284	16,214
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)		1,758	6,584	8,144
	帰宅困難者	(人)		41,182		
	食料不足	食料(食/日)	11,752	44,222	58,369	4,941
	震災廃棄物	発生量(千トン)	7	298	398	32
	災害用トイレ	必要個数(基)	33	75	88	13
	エレベータ停止	停止台数(基)	-	781	840	417
	医療機能	入院・重傷者数(人)	-	190	42	31
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2(浸水)	1	4	-
	孤立集落の発生	(地区)	-	-	4	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	141	1,789	2,361	156
	間接経済被害	(億円)	1,323	1,910	2,132	1,331

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※佐渡島北方沖については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行わない。

5 地震災害シナリオ

被害想定調査結果を基に、各想定地震・津波が発生した場合の被害と、県、市町村及び防災関係機関（以下「県等」）の対応を、時間経過に即して地震災害シナリオとして示す。

(1) 宍道断層の地震（平日冬18時）

冬の平日18時頃、宍道断層を震源とするマグニチュード7.1規模の地震が発生。松江市で震度7の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。災害応急対策の中核を担う県庁や防災関係機関では、一部の建物が被災するとともに、固定していなかったキャビネットや什器が転倒し、負傷者が発生するなど、地震発生直後は混乱して機能が著しく低下する。

平日の18時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、松江駅周辺では多くの帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしている時間であり、松江市を中心に火災が29件発生し、消火活動を行うものの、24時間後には約1,700棟の建物が焼失する。

地震による揺れや液状化、崖崩れでは、全壊約3,300棟、半壊約10,700棟の建物被害が発生する。

松江市を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約130人、負傷者約1,200人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混乱する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

松江市を中心にライフラインが途絶するため、避難者が増加し、1日後には約3.1万人が避難所へ避難する。最低でも食料は約11.1万食/日、飲料水約140トン/日、毛布は寒い時期であり約6.2万枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

また、松江市では孤立集落が発生し、孤立集落における重篤者や重傷者、在宅医療患者に対しては空路による医療機関への搬送が必要となる。道路の復旧が長期間掛かる場合は、当該集落の住民を地域外へ搬送するなどの対応も必要となる。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約1.1万人が避難所に避難する状況である。建物倒壊や火災延焼により自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等を活用し住宅供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるP T S D（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

また、多くの事業所が、建物・設備の被災や、長期間のライフライン途絶のために事業を再開できない状態が続き、中小事業者には廃業するところもあって、地域経済への影響が大きくなる。

(2) 宍道湖南方の地震（平日冬5時）

冬の平日5時頃、宍道湖南方を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生。雲南市の一部で震度6弱の揺れを観測し、雲南地区を中心に甚大な被害が発生する。松江・出雲地区では、揺れによる被害のほか、液状化による被害が大きい。

平日の5時という多くの住民が睡眠中の時間帯に発生した地震のため、火災は発生せず、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約710棟、半壊約2,600棟、人的被害は死者5人、負傷者約120人にのぼる。

松江・出雲・雲南地区を中心にライフラインが途絶するため、避難者が増加し、1日後には約4,700人が避難所へ避難する。最低でも食料は約1.7万食/日、飲料水約35トン/日、毛布は寒い時期であり約9,300枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達を行う。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約1,600人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるP T S D（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

雲南・松江・出雲地区を中心に被害を受けるが、県等による迅速、的確な応急対策活動の実施に取り組むことができる。

(3) 大田市西南方の地震（平日冬5時）

冬の平日5時頃、大田市西南方を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生。大田市の一部で震度7の揺れを観測し、大田・川本地区を中心に甚大な被害が発生する。

平日の5時という多くの住民が睡眠中である時間帯に発生した地震のため、火災の発生は少なく、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約590棟、半壊約3,400棟、人的被害は死者12人、負傷者約300人にのぼる。

大田市を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約4,800人となり、最低でも食料は約1.7万食/日、飲料水約40トン/日、毛布は寒い時期であり約9,600枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約1,300人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるP T S D（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

大田市では甚大な被害が発生し、市役所では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速かつ的確な指示や応援等により応急対策活動の実施に取り組むが、道路の通行止めなどにより救援活動に支障を来す。

(4) 浜田市沿岸の地震（平日冬18時）

冬の平日18時頃、浜田市沿岸を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生。浜田市の一部で震度7の揺れを観測し、浜田市、江津市を中心に甚大な被害が発生する。

平日の18時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、浜田地区の主要駅周辺では帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしているときであり、浜田市を中心に火災が10件発生し、消火活動を行うものの、24時間後には約1,500棟の建物が焼失する。

地震による揺れや急傾斜地崩壊などで、全壊約1,400棟、半壊約4,900棟の建物被害が発生する。

浜田地区を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約90人、負傷者約800人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混乱する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

浜田地区を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約8,000人にのぼり、最低でも食料は約2.9万食/日、飲料水約20トン/日、毛布は寒い時期であり約1.6万枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約3,600人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるP T S D（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

浜田市、江津市では甚大な被害を受け、市役所では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速かつ的確な

指示や応援等により応急対策活動の実施に取り組むが、道路の通行止めなどにより救援活動に支障を来す。

(5) 弥栄断層帯の地震（平日冬5時）

冬の平日5時頃、弥栄断層帯を震源とするマグニチュード7.6規模の地震が発生。益田地区で震度6強の揺れを観測し、同地区を中心に被害を受ける。

平日の5時という多くの住民が睡眠中である時間帯に発生した地震のため、火災の発生は少なく、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約360棟、半壊約1,600棟、人的被害は死者14人、負傷者310人にのぼる。

益田地区を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約約2,700人となり、最低でも食料は約9,600食/日、飲料水約20トン/日、毛布は寒い時期であり約5,300枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約650人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれる事から、長期にわたるP T S D（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

益田地区を中心に被害を受け、市町役場では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかつたことから、県庁主導による迅速な指示や応援等を取り組むが、県東部から被災地までの距離が遠く、迅速な応急対策活動の実施には他県からの応援も必要となる。

(6) 出雲市沖合（断層北傾斜）の地震（平日冬5時）

冬の平日5時頃、出雲市沖合（断層北傾斜）を震源とするマグニチュード7.5規模の地震が発生。松江市、出雲市の一部で震度6強の揺れを観測し、大きな被害が発生する。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、出雲市の沿岸では地震発生3分後に第一波（20cm）の津波が到達し、16分後に約4mの最大波が到達する。隠岐地区でも2mを超える津波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。一部の住民は地震後すぐに避難を開始するが、多くの住民は睡眠中に起きた地震であるため避難開始が遅れ、津波により約140人の死者が発生する。

建物被害は、松江市、出雲市、隠岐地区を中心に、津波により、全壊31棟、半壊約350棟、床上浸水約360棟、床下浸水約600棟、地震の揺れや液状化により、全壊約1,100棟、半壊約6,300棟が発生する。

松江市、出雲市を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約1.2万人を超え、最低でも食料は約4.4万食/日、飲料水約100トン/日、毛布は寒い時期であり約2.5万枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約4,000人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれる事から、長期にわたるP T S D（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

県庁周辺については、建物・設備に被害を受けるところがあるが、致命的な被害は多くない。松江市や出雲市の、被害の大きい沿岸地域及び液状化による被害地域を中心に、応急対策活動の

実施に取り組むが、道路の通行止めなどにより救援活動に支障を來す。

隠岐地区に対しては、自衛隊、海上保安庁等の船舶・航空機により物資、人的派遣を行う。

(7) 出雲市沖合（断層南傾斜）の地震（平日冬18時）

冬の平日18時頃、出雲市沖合（断層北傾斜）を震源とするマグニチュード7.5規模の地震が発生。松江市、出雲市の一部で震度6強の揺れを観測し、大きな被害が発生する。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、出雲市の沿岸では地震発生1分後に第一波（20cm）の津波が到達し、26分後に約3mの最大波が到達する。隠岐地区でも2mを超える津波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。

出雲市や大田市等で一部の住民の避難が間に合わず、津波により15人の死者が発生する。また、出雲市、隠岐地区を中心に全壊2棟、半壊66棟、床上浸水約240棟、床下浸水約600棟の建物被害が発生する。

一方、地震の揺れや液状化による建物被害が大きく、松江市、出雲市を中心に全壊約1,600棟、半壊約9,100棟が発生する。

平日の18時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、主要駅周辺では多くの帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。また、出雲市を中心に火災が発生し、消火活動の末鎮火するが、29棟が焼失する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

松江市、出雲市を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約1.6万人を超え、最低でも食料は約5.8万食/日、飲料水約120トン/日、毛布は寒い時期であり約3.2万枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

道路の寸断により4地区の集落が孤立する。孤立集落における重篤者や重傷者、在宅医療患者に対しては空路による医療機関への搬送を行う。道路の復旧に長期間を要する場合には、当該集落の住民を地域外へ搬送するなどの対応も必要となる。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約4,900人が避難所に避難する状況である。応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって避難者への住宅供給を図る。

避難者や被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることがから、長期にわたるP T S D（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

県庁周辺については、建物・設備に被害を受けるところがあるが、致命的な被害は多くない。松江市や出雲市の被害の大きい沿岸地域や液状化による被害地域を中心に、応急対策活動の実施に取り組むが、道路の通行止めなどにより救援活動に支障を來す。

隠岐地区に対しては、自衛隊、海上保安庁等の船舶・航空機により物資、人的派遣を行う。

(8) 浜田市沖合の地震（平日冬5時）

冬の平日5時頃、浜田市沖合を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生。浜田地区の一部で震度6強の揺れを観測し、浜田・大田地区を中心に被害を受ける。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、浜田地区の海岸では地震発生6分後に第一波（20cm）の津波が到達し、10分後に2.7mの最大波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。

一部の住民は地震後すぐに避難を開始するが、多くの住民は睡眠中に起きた地震であるため避難開始が遅れ、津波により24人の死者が発生する。また、全壊5棟、半壊31棟、床上浸水約200棟、床下浸水約460棟の建物被害が発生する。

一方、地震の揺れや液状化による建物被害は、浜田・大田地区を中心に全壊約110棟、半壊約510棟が発生する。また、建物被害等により死者3人、負傷者84人が発生する。

浜田・大田地区では、避難する人が増え、1日後の避難所への避難者は約1,400人、最低でも食料は約5,000食/日、飲料水5トン/日、毛布は寒い時期であり約2,700枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約400人が避難所に避難する状況である。応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって避難者への住宅供給を図る。

避難者や被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるP T S D（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

浜田・大田地区の沿岸部を中心に被害が発生するが、応急対策活動に物的・人的資源に大きな制約はない状況下で取り組むことができる。

（9）佐渡島北方沖の地震（平日冬5時）

冬の平日5時頃、佐渡島北方沖を震源とするマグニチュード7.85規模の地震が発生。震源が遠いことから、島根県における地震の揺れは極めて小さく、揺れによる被害は発生しない。

しかし、海域を震源とする地震のため津波が発生し、気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。

朝5時という時間から、睡眠中で地震に気が付かない住民も多いが、津波到達時間まで、早い地区でも地震発生から70分程度あり、消防団や自主防災組織等の地域住民の協力により、避難行動要支援者の避難支援をはじめ、きめ細かい避難対応を行うことができ、島根県内の津波による人的被害は防ぐことができる。

一方、松江、隠岐地区では、最大約10mの津波が到来し、全壊約170棟、半壊約590棟、床上浸水約970棟、床下浸水約1,500棟の甚大な建物被害が発生する。

松江、出雲、隠岐地区を中心に、建物被害を受けた避難者が増加する。1日後の避難所に避難する人は約3,300人、最低でも食料は約1.2万食/日、飲料水約10トン/日、毛布は寒い時期であり約6,500枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約1,700人が避難所に避難する状況である。応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって避難者への住宅供給を図る。

避難者や被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるP T S D（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

大きな被害を受けた松江市や出雲市の沿岸地域を中心とする応急対策活動は、物的・人的資源に大きな制約はない状況下で取り組むことができる。

一方、隠岐地区は離島のため、自衛隊、海上保安庁等の船舶・航空機により物資、人的派遣が必要となる。

第6章 減災目標

第1 策定の趣旨

地震発生そのものを防ぐことは、不可能であるが、大規模地震による被害を想定し、必要な対策を講じることによって、被害の最小化を図ることは可能である。

県は、国の地震防災戦略を踏まえ、島根県地震被害想定調査により想定された人的被害（死者数）及び経済被害の軽減に関する目標（減災目標）や、その達成のための対策項目に係る目標（具体目標）などを盛り込んだ、「島根県地震・津波防災戦略」（以下「戦略」）を策定した。この戦略は、行政機関のみならず、広く県民や事業者等の理解・協力を得ながら、県内が一体となって取り組みを進めるものである。

第2 計画期間

平成25年度から平成34年（10年間）

第3 減災目標

「島根県は、災害犠牲者ゼロを目指します。」

計画期間内では、宍道断層の地震による死者数を5割以上、経済被害額（直接被害額）を4割以上減少させます。

また、出雲市沖合の地震（断層北傾斜）の津波による死者数をゼロにします。

第4 主要項目

人的被害及び経済被害を軽減するための主な対策項目は以下のとおり。

対策項目	具体目標
特定建築物・住宅・公共施設の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none">◆特定建築物の耐震化促進率 【現況】74%（H23年度推計）→【目標】90%（H27年度）◆住宅の耐震化率 【現況】65%（H20年度推計）→【目標】90%（H27年度）◆県庁舎及び合同庁舎の耐震改修率 【現況】54%（H24年度）→【目標】100%（H27年度）
学校の耐震化	<ul style="list-style-type: none">◆県立学校の耐震化 高等学校【現況】87%（H23年度）→【目標】100%（H27年度）特別支援学校【現況】96%（H23年度）→【目標】100%（H27年度）◆市町村立小中学校の耐震化 【現況】77%（H23年度）→【目標】100%（H27年度）
急傾斜地崩壊対策事業	<ul style="list-style-type: none">◆急傾斜地崩壊防止施設の整備箇所数 【現況】894箇所（H24年度予定含む）→【目標】908箇所（H27年度）
自主防災組織の設置及び育成	<ul style="list-style-type: none">◆自主防災組織の設置 【現況】60%（H24年度末推計）→【目標】100%（H34年度）
津波避難計画の策定	<ul style="list-style-type: none">◆市町村津波避難計画の作成率 【現況】20%（H24年度末予定含む）→【目標】100%（H26年度）◆地域津波避難計画の作成率 【現況】23%（H24年度末予定含む）→【目標】100%（H28年度）◆津波ハザードマップの作成率 【現況】90%（H24年度末予定含む）→【目標】100%（H25年度）

第7章 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

第1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

島根県、県内各市町村、島根県の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの以下に示す所掌事務又は業務を通じて島根県の地域に係る防災に寄与する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
島 根 県	(1) 島根県防災会議に関する事務 (2) 島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 (3) 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施
市 町 村	(1) 市町村防災会議に関する事務 (2) 当該市町村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施
指定 地 方 行 政 機 関	中国管区警察局 (1) 管区内各警察の指導、調整に関すること (2) 広域緊急援助隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集及び連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること (6) 津波警報等の伝達に関すること
	中国総合通信局 (1) 非常無線通信の確保（電波法第74条参照） (2) 非常事態における有線電気通信の確保（有線電気通信法第15条参照） (3) 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請 (4) 災害対策用移動電源車の貸与
	中国財務局 (松江財務事務所) (1) 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 (2) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (3) 国有財産の無償貸付等 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会
	中国四国厚生局 (1) 独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療の提供）
	島根労働局 (1) 産業災害防止についての監督、指導 (2) 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導 (3) 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 (4) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職への斡旋の実施 (5) 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 (6) 被災事業主に対する特別措置等の実施

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	<p>(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること</p> <p>(2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること</p> <p>(3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること</p> <p>(4) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること</p> <p>(5) 農地、農業用施設、海岸保全施設等及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること</p> <p>(6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること</p> <p>(7) 主要食糧の供給に関すること</p>
近畿中国森林管理局	<p>(1) 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除</p> <p>(2) 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理</p> <p>(3) 災害対策に必要な木材の供給</p>
中国経済産業局	<p>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導</p> <p>(3) 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導</p> <p>(4) 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置</p>
中国四国産業保安監督部	<p>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導</p> <p>(3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導</p>
中国地方整備局	<p>(1) 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧</p> <p>(2) 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供</p> <p>(3) 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言</p> <p>(4) 災害に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(5) 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達</p> <p>(6) 災害時における交通確保</p> <p>(7) 海洋の汚染の防除</p> <p>(8) 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施</p>
中国運輸局	<p>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 輸送等の安全確保に関する指導監督</p> <p>(3) 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整</p> <p>(4) 船舶運航事業者に対する航海命令</p> <p>(5) 自動車運送事業者に対する運送命令</p>

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	大阪航空局	(1) 災害時における航空輸送の調査及び指導 (2) 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
	大阪管区気象台 (松江地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表をおこなうこと (2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること (4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行うこと (6) 災害の発生が予想される時や、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと (7) 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
	第八管区海上保安本部	(1) 海難救助 (2) 海洋の汚染の防止 (3) 海上における治安の維持 (4) 海上における船舶交通の安全確保
	中国四国地方環境事務所	(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 (2) 災害時における環境省本省との連絡調整
	中国四国防衛局	(1) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (3) 災害時における米軍部隊との連絡調整
	陸上自衛隊出雲駐屯地	(1) 災害緊急対策及び災害復旧対策の実施
指定公共機関	国立病院機構 中国四国グループ	(1) 医療、助産等救護活動の実施
	日本銀行	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報
	日本赤十字社	(1) 医療、助産等救助保護の実施 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の募集及び配分
	日本放送協会	(1) 気象等の予報及び警報等の放送 (2) 災害応急対策等の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
	西日本高速道路株式会社	(1) 道路等の防災管理及び災害復旧 (2) 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 公共 機関	西日本旅客鉄道株式会社	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
	日本貨物鉄道株式会社	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
	西日本電信電話株式会社 島根支店	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 (2) 緊急を要する電話通話の取扱い
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	KDDI 株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	株式会社NTTドコモ 中国支社島根支店	(1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 (2) 災害非常通信の確保 (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧
	ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	日本郵便株式会社 中国支社	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 (8) 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1) 陸路による緊急輸送の確保
	中国電力株式会社	(1) ダム施設等の防災管理及び災害復旧 (2) 電力供給の確保
指定 地方 公共 機関	隠岐汽船株式会社	(1) 海上における緊急輸送の確保 (2) 運航船舶の安全管理及び事故対策
	一畑電車株式会社	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
	石見交通株式会社 一畑バス株式会社	(1) 陸路による緊急輸送の確保 (2) 運航車両等の安全管理及び事故対策
	株式会社山陰放送 山陰中央テレビジョン放送株式会社 日本海テレビジョン放送株式会社 株式会社FM山陰	(1) 気象等の予報及び警報等の放送 (2) 災害応急対策の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
	出雲ガス株式会社 浜田ガス株式会社	(1) ガス施設等の防災管理と災害復旧 (2) 都市ガスの供給
	島根県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
	島根県看護協会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
	島根県LPGガス協会	(1) LPGガス施設の防災管理と災害復旧 (2) LPGガスの供給

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方公共機関	<p>山陰ケーブルビジョン株式会社 出雲ケーブルビジョン株式会社 石見ケーブルビジョン株式会社 ひらたCATV株式会社 石見銀山テレビ放送株式会社</p> <p>(1) 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 (2) その他災害に関する広報活動</p>
島根県トラック協会	(1) 陸路による緊急輸送の確保
その他公共的機関及び防災上重要な施設の管理者	<p>境港管理組合 島根県行政書士会 土地改良区 全国農業協同組合連合会 肥料農薬部中四国営農資材事業所島根推進部 島根県農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 J Fしまね 漁業協同組合 島根県水難救済会 商工会議所 商工会等 病院等経営者 一般運輸業者 ダム施設の管理者 溜池管理者 社会福祉協議会 社会福祉施設経営者 金融機関 学校法人 危険物等の管理者 都市ガス関係機関 L P ガス取扱機関</p> <p>(1) 境港防災管理と災害復旧 (1) 被災者の支援についての協力 (1) 水門、水路、溜池、排水機場等の施設の防災管理及び災害復旧 (1) 緊急物資の調達 (2) 陸路による緊急輸送の協力 (1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資その他緊急措置に関する協力 (3) 有線放送施設の利用による公共団体の行う災害対策への協力 (1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資又は斡旋 (1) 災害時における漁業無線による情報伝達 (2) 漁船による緊急輸送の実施 (3) 流出油等の防除方針決定への参画 (4) 流出油等事故による風評対策 (1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資又は斡旋 (3) 有線放送施設の利用による公共団体の行う災害対策への協力 (4) 流出油等の防除 (5) 流出油等事故により被害を受けた組合員の補償請求対策 (1) 海上における緊急輸送の協力 (1) 物価安定についての協力、徹底 (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋 (1) 負傷者等の医療、助産、救護についての協力 (1) 緊急輸送に対する協力 (1) ダム等施設の防災管理 (1) 農業用溜池等の防災管理 (1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 (1) 被災者の保護についての協力 (1) 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力 (1) 応急教育対策及び被災施設の災害復旧 (2) 被災者の一時受入等応急措置についての協力 (1) 危険物等の保安措置 (1) ガス施設等の防災管理と災害復旧 (2) 都市ガスの供給 (1) L P ガス施設の防災管理と災害復旧 (2) L P ガスの供給</p>

第2 国、県、市町村、指定公共機関・指定地方公共機関、県民及び事業所の責務

1 国の責務

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災基本計画等を作成し、実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方機関等における業務の総合調整を行い、災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

また、県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

2 県の責務

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関における業務の総合調整を行わなければならない。

3 市町村の責務

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施する。

また、消防機関、水防団及び自主防災組織等の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に發揮するよう努めるとともに、消防機関、水防団等は相互に協力しなければならない。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、防災業務計画を作成・実施し、県又は市町村の地域防災計画の実施が円滑に行われるよう協力する。

また、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

5 県民及び事業所の責務

県民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力する。

(1) 県民の責務

ア 「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、県民はこの観点に立ち、日頃から自動的に地震・津波災害に備える必要がある。

イ 県民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等により防災に寄与するよう努めなければならない。

ウ 県民は、地震・津波災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、相互に協力するとともに、県及び市町村が実施する防災業務について、自発的に協力し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(2) 事業所の責務

ア 食料、飲料水、生活必需品又は役務を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、国、県、市町村が実施する防災施策に協力するよう努めなければならない。

イ 事業所の事業者（管理者）は、事業の実施に当たり、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

第8章 計画の運用等

第1 平常時の運用

各防災機関は、平常時において、本計画の目的及び基本方針に基づき、予防計画で定めた防災業務を遂行するとともに、普段の危機管理や防災に関する調査研究、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・研修、防災訓練の実施などを通じて計画の習熟に努め、災害への対応能力を高める。

1 基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

県、市町村及び防災関係機関は、各種施策・事業の実施に当たり、当該施策・事業が本計画の基本方針及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、必要に応じて施策・事業の修正に努める。

また、県、市町村及び防災関係機関は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行う。

2 災害応急対策計画等の習熟及びマニュアルの整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、県、市町村及び防災関係機関の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じた計画運用のためのマニュアルの作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証を行う。また、計画、マニュアルの定期的な点検を行い、点検や訓練から得られた防災関係機関間の調整に必要な事項や教訓等を反映させる。

県及び市町村は、他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する各種計画の作成、対策の推進を図るよう努める。

第2 災害時の運用

発災時は、本計画の災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

